

## 植物等検査委託契約約款

この約款（以下「本約款」という。）は、輸出植物等の各検査（以下「検査」という。）を委託されるお客様（以下「甲」という。）と受託者株式会社 JEVIC（以下「乙」という。）との間の基本的な合意事項を定める。

（総則）

第1条 本約款は、弊社様式の「見積兼発注書」により弊社が受託した全ての検査に適用する。

2 別途個別契約を定める場合で、本約款と異なる内容を書面で定めた場合は個別契約が優先するものとする。

（本約款に基づく契約の成立及び期間）

第2条 本約款に基づく契約は、乙が作成した見積兼発注書に甲が押印し、当該押印済みの見積兼発注書を乙が受領した時点で成立したものとみなし、乙の甲に対する検査結果報告書の発行及び甲の乙に対する委託料金の支払いをもって終了とする。

（検査の実施）

第3条 乙は「植物等検査委託についての注意事項」（以下「別紙注意事項」という。）に定める検査のうち、見積兼発注書により甲が乙へ依頼した検査を乙が行い、その結果について検査完了後5営業日以内に、所定の様式により甲に報告書（以下「本件成果物」という。）を提出する。なお、検査の具体的な実施内容等は別紙注意事項及び見積兼発注書に定めるものとする。

2 甲は、植物検疫証明書の発給に係る申請の代行、当該証明書の受領及び発送に関する手続き、その他行政機関への申請業務について、乙を通じて乙が指定する行政書士（以下「丙」という。）を利用することができる。

3 前項の定めにより甲が丙を利用する際は、甲は乙に対して丙を利用する旨を見積書兼発注書により通知するものとし、乙は甲から受領した見積書兼発注書において、丙を利用する旨を確認した場合は適宜丙に対して前項に定める手続きを依頼する。

（委託料金及び支払い条件）

第4条 検査の委託料金及びこれに関連し発生した経費等、丙の利用により発生した費用並びにその支払方法等については、別紙注意事項に定める内容に従うものとする。

2 甲は、乙が請求書を発行した日が属する月の翌月末日までに乙の指定する口座へ振り込むことにより支払うものとする。但し、当該翌月末日が金融機関の休業日にあたる場合は前営業日に支払うものとする。また、支払いに際し要する振込手数料は甲の負担とする。

3 第1項及び第2項の規定に関わらず、乙が見積書兼発注書を甲に対して送付する以前に前払いを指定した場合は、甲は乙に対して委託料金を事前に支払い、乙が入金を確認した後に検査を実施する。

4 乙の責めに帰すべき事由により検査が実施できない場合を除き、乙は甲に対して委託料金の返還をしないものとする。

（検査の中止）

第5条 甲は、検査終了以前に依頼した検査の一部又は全部の中止を申し出る事ができる。この場合、乙は直ちに検査を中止する。

2 甲は、前項に従って検査を中止した場合、検査着手後は、あらかじめ定められた検査料金全額を乙に支払うものとする。

（試料の処分）

第6条 原因の如何に関わらず、検査が中止または本約款に基づく契約が解除された場合、乙は、甲より提供された検査試料植物体の残余を甲に返却するものとする。検査試料植物体の返却にかかる費用は検査の中止または本約款に基づく契約の解除が乙の責に帰すべき場合を除き甲の負担とする。このとき甲は検査試料植物体の全部又は一部が返却前に既に消費されていても当該消費に関して乙に対し一切の請求を行えないものとする。

2 検査の完了時に、甲より提供された検査試料植物体に残余がある場合、乙は当該残余を甲に返却するものとする。当該残余の返却に係る費用は甲の負担とする。

3 前2項の場合において、甲の事前の書面による同意があるときは、検査試料植物体を乙において破棄することができる。

（契約不適合）

第7条 本成果物に本約款に基づく契約の内容との不適合（疑義を避けるため付言するに、甲が望む検査結果が得られなかったことは不適合に含まれない）があったときは、乙は、その不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものである場合を除き、甲の選択に従い、本成果物の無償による修正若しくは代替物の納品等の方法による履行の追完措置（試料が残されていない場合等乙が対応できない場合を除く）を講じなければならない。

2 乙は、本成果物の納品後1年間に限り前項の義務を負う。

3 第1項に基づく請求は、損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。（免責事項）

第8条 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法

令の制定・改廃、乙が検査を実施する法的な権限又は設備を喪失した場合、第三者の不法行為又は債務不履行その他の当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による本契約の不履行が発生した場合、不履行となる当事者は不履行による責任を負わないものとする。不可効力による不履行が1か月間続いた場合には当然に本約款に基づく契約は解除される。

2 不可効力による不履行により本約款に基づく契約が解除された場合、乙は検査未実施分の委託料金を甲に返還するものとしそれ以外の責任を負わないものとする。

（本約款に基づく契約の解除）

第9条 甲又は乙が、相手方が次の各号の1つに該当したときは、相手方は催告なしに、直ちに本約款に基づく契約の全部又は一部を解除することができる

- （1）本契約上の義務に違反し、相手方からの催告にもかかわらず14日以内に当該義務の履行がなされないとき
- （2）相手方の信用、名誉又は相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
- （3）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、その他倒産手続開始の申立があったとき
- （4）差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分その他これに準ずる手続があったとき
- （5）支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- （6）合併、解散、清算、事業の全部又はその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、又はしようとしたとき
- （7）監督官庁により事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき
- （8）その他前各号に類する事情が存するとき

2 前項に基づく解除は、解除権を行使した当事者の相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

（損害賠償）

第10条 甲及び乙は、本約款に基づく契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

2 法的原因の如何を問わず、乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、その金額は損害の発生に関連する検査の費用として甲が乙に支払済みの金額を限度額とする。

（秘密保持）

第11条 甲及び乙は本約款に基づく契約締結にあたり、業務上知り得るまたは相互に開示する技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、守秘義務を負うものとする。但し、次の各号の1つに該当する情報については、秘密情報から除くものとする。

- （1）相手方から知り得た時点において、既に公知になっていた情報
- （2）相手方から知り得た時点において、既に自ら保有していたことを証明できる情報
- （3）相手方から知り得た後に、開示を受けた当事者の責めによらずして公知となった情報
- （4）相手方から知り得た後に、正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく、適法に知り得た情報
- （5）相手方から知り得た秘密情報に関係なく、自ら独自に開発又は創作した情報

2 甲及び乙は、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の内容および秘密情報を第三者に開示してはならない。ただし、法令の定めに基づく場合または権限ある官公署から開示の要求があった場合はこの限りでない。

3 甲及び乙は、相手方が請求した場合、相手方の指示に従い、秘密情報（秘密情報の複製物も含む。）を相手方に返還又は破棄しなければならない。

（地位の譲渡禁止）

第12条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本約款に基づく契約に係る地位を移転し、又は本約款に基づく権利義務の全部若しくは一部について、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保権を設定する等一切の処分をすることができない。

（反社会的勢力等の排除）

第13条 甲及び乙は、自己又は自己の代理人若しくは媒介をする者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) 反社会的勢力をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用すること。

2 甲及び乙は、自ら若しくは自らの従業員、又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 甲及び乙は、相手方について前二項に違反する事実があると疑われる場合には、当該当事者に対し相当な期間を定めて当該事項に関する報告を求めることができる。報告の求めを受けた当事者が、相当期間内に報告書を提出しない場合には、当該当事者について前二項に違反する事実があるとみなすことができる。

4 甲及び乙は、第1項及び第2項に違反して、相手方又は相手方の代理若しくは媒介をする者が反社会的勢力又は第1項各号若しくは第2項各号のいずれかに該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本約款に基づく契約を解除することができる。

5 甲及び乙は、前項の規定により本約款に基づく契約を解除されたことを理由として相手方に対して、損害の賠償を請求することができない。

6 第4項による本約款に基づく契約の解除は、解除した当事者による損害賠償の請求を妨げない。

(協議)

第14条 本約款の各条項の解釈に疑義が生じたとき、及びこの約款に定めのない事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決するものとする。

(管轄)

第15条 本約款に基づく契約は日本国法に準拠し、両当事者は本契約に関連するすべての事項に関して東京地方裁判所の専属管轄権に服する。